

令和8年4月1日
復興庁

福島再生加速化交付金（第68回）《浜通り地域等産業発展環境整備事業第6回》の交付可能額通知について

「福島再生加速化交付金（浜通り地域等産業発展環境整備事業）」について、本日、以下のとおり交付可能額を通知します。

今回の交付可能額については、令和8年度暫定予算期間中に対応が必要な事業（令和7年度からの継続事業であって令和8年4月1日から引き続き事業を実施することが必要なもの）のみを計上します。

1. 交付可能額

事業費 502百万円、国費 5百万円

※国費は、福島県に対する交付可能額のうち、令和8年度暫定予算期間中に必要な額。

※計数は精査の結果、今後変動があり得ます。

2. 交付対象事業

福島県において、イノベ構想の取り組みに関する情報発信や担い手の拡大に向けた事業を実施するとともに、浜通り地域等でのイノベーション創出を促進するための起業・創業を支援します。

3. 今後の予定について

暫定予算で対応した事業の交付可能額の残額については、令和8年度予算成立後速やかに交付可能額を通知する予定。

《別紙資料》

- ・別紙1：福島再生加速化交付金（第68回）《浜通り地域等産業発展環境整備事業》（第6回）市町村等別交付可能額
- ・別紙2：福島再生加速化交付金（浜通り地域等産業発展環境整備事業）事業の概要

本件連絡先

復興庁経済産業班

芳田、重力、鈴木、宮本

電話：03-6328-0272

福島再生加速化交付金（第68回）≪浜通り地域等産業発展環境整備事業（第6回）≫市町村等別交付可能額

(単位：百万円)

県及び市町村名	事業費	交付可能額【国費】
福島県	502	5
計	502	5

注) 計数は精査の結果、今後変動があり得ます。

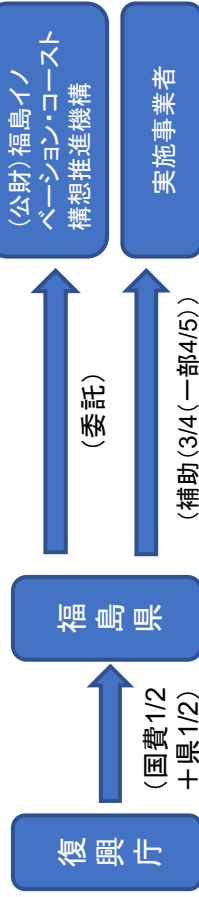
福島再生加速化交付金（浜通りの地域等産業発展環境整備事業）

事業概要・目的

- 「第2期復興創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針(抄)
 - ⑤福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積等、事業者再建(抜粋)
 - ・継続して起業・創業や県外からの企業進出が進み、それら企業の経済活動が地元企業に波及効果をもたらし、地元企業や進出企業いずれも持続的に稼げるような環境整備が重要である。
 - ・あわせて、市町村等と連携しこの地ならではの特色に着目すること、を基本理念とする「福島浜通り地域等15市町村の交流人口拡大に向けたアクションプラン」を踏まえつつ、市町村の枠を超えた広域的連携の下で移住者や交流人口・関係人口を拡大し、企業の雇用・事業機会創出等につなげていく。(P16 1.(1)⑤)

○福島イノベーション・コースト構想の具現化に向けて、交流人口拡大、関係者の連携強化に係る新たな産業の創出や産業集積の活性化に資する取組について、福島県が行う調査から実証までの取組について、一貫した支援を実施することで、同構想の加速化及び地元の復興・再生に寄与することを目的とする。

資金の流れ



事業イメージ・具体例

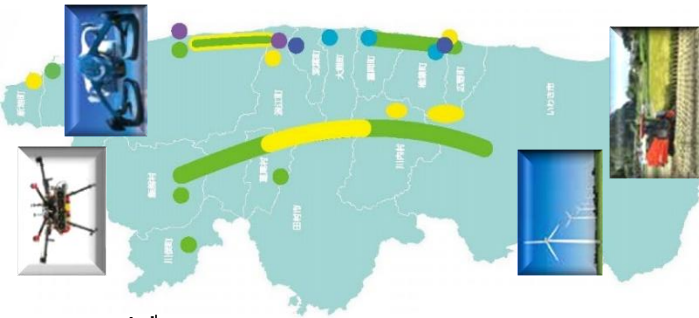
○福島イノベーション・コースト構想を推進するため、以下の事業を実施。

I. 浜通り地域等における担い手拡大推進事業

・福島イノベーション・コースト構想の取組について、国内外への情報発信を行うなどによりイノベ構想の拠点等への来訪を促し、担い手となりうる潜在層を掘り起こす。

II. 地域イノベーション創出事業

・イノベ拠点の活動の順次開始等を踏まえ、浜通り地域等での起業・創業に繋がるアイデアの掘り起こし、専門家によるハンズオン支援、試作品製造等の助成、関係機関の連携した支援体制の構築等を実施。



期待される効果

- 浜通り地域等において、新たな事業展開や起業・創業を支援する環境を整備し、構想の認知度を高める。
- 起業・創業を伴走支援することにより、浜通り地域等への企業進出や産業集積を促進する。